

学校における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

作成 福井市教育委員会事務局

令和2年 2月18日 作成

令和2年 4月 1日 改訂

令和2年 5月22日 改訂

令和2年 6月 5日 改訂

令和2年 8月25日 改訂

令和2年12月22日 改訂

令和3年 4月 14日 改訂

目 次

1	新型コロナウイルス感染症とは	・・・P2
2	学校における感染症対策について	・・・P5
	(1)基本的な感染症対策の実施	
	(2)集団感染のリスクへの対応	
3	出席停止等の扱いについて	・・・P18
4	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への 配慮について	・・・P19
5	心のケアについて	・・・P19
6	感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	・・・P19
7	学習指導に関することについて	・・・P20
8	入学式等の学校行事の実施について	・・・P20
9	部活動の実施について	・・・P23
10	放課後児童会・児童クラブについて	・・・P25
11	学校体育施設開放事業等について	・・・P25
12	学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応・・・P25	
	(1)感染または濃厚接触の連絡を受けた場合	
	(2)児童生徒または教職員が感染した場合	
	(3)給食センター職員が感染した場合	
	(4)学校に出入りする学校関係者(出入りする保護者や事業者)が感染した場合	
13	幼稚園において特に留意すべき事項について	・・・P29
14	海外から帰国した児童生徒等への対応	・・・P30
15	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口	・・・P30

文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」並びに県の「新学期における新型コロナウイルス感染症対策について」を踏まえ、より具体的に学校活動の参考となるよう福井市教育委員会の「学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を作成しました。

日本国内においてもワクチンの接種が始まりましたが、国内外の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれる状況です。こうした中でも、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があります。

現在、福井市内において感染力が高い変異株の感染が確認されており、学校現場でも依然として予断を許さない状況に変わりありません。今後、教職員や児童生徒への感染が広がると、学校教育活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。校長をはじめ、教職員、児童生徒、保護者、その他学校関係者（各支援員や出入業者など）が、本ガイドラインに留意して万全の感染症対策を講じるようお願いいたします。

なお、今後、福井市ならびに県内の感染状況や国および県からの通知等により、対応等に変更が生じた場合は、改めて通知いたします。

1 新型コロナウイルス感染症とは

過去ヒトで感染が確認されなかった新種のコロナウイルスが原因と考えられる感染症です。

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

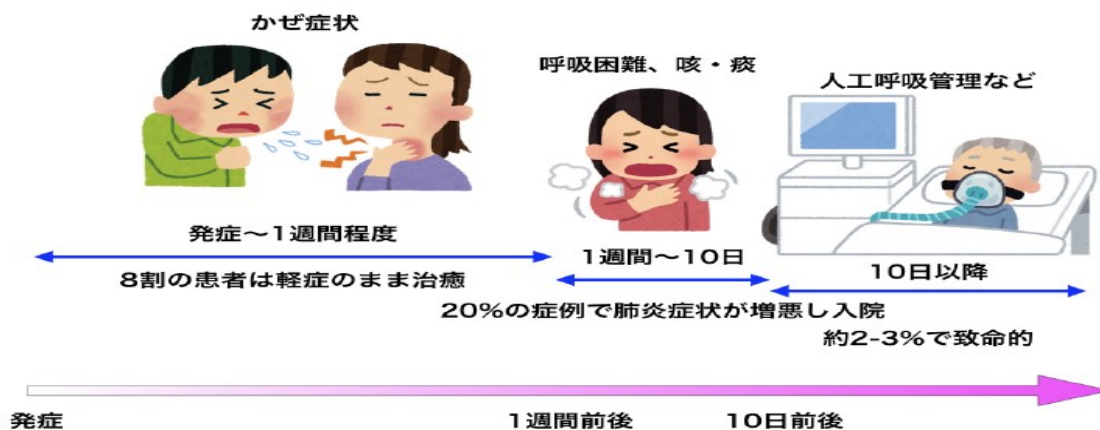
現時点において潜伏期間は1～14日（一般的には約5日）とされており、これまでの情報などから、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしています。

「飛沫感染」とは：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染すること。

「接触感染」とは：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつく。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染すること。

新型コロナウイルス感染症の典型的な経過

（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版 より引用）



(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日・6月19日改訂) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ☐ 外出時や屋内でも会話をすると、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク**を着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意**する。
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で 短時間での活動に限 定
レベル2	できるだけ2m 程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施(※)	リスクの低い活動から 徐々に実施(※) し、 教師等が活動状況の 確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で 最大限の間隔を取る こと	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局(市保健所等)と相談の上、生活圏内の感染状況を鑑みて市教育委員会において判断する。

現在のレベルについては、FEnetの学校けいじ板上部に掲載する。

「レベル3」・・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第 45 条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・・生活圏内の状況が、

- ①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第 24 条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び
- ②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

2 学校における感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、①感染源を絶つこと、②感染経路を絶つこと、③抵抗力を高めることであることを踏まえ、以下のような取組みを行うこと。

① 感染源を絶つこと

発熱や風邪の症状(咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等)が見られる児童生徒や教職員については、自宅で休養させることを徹底すること。

(平熱が高い場合は考慮し、毎日の健康観察表に記入された体温と照らしながら、判断すること。)

【レベル3及びレベル2】

同居の家族に風邪症状が見られる場合も児童生徒及び教職員は、自宅で休養させる。その場合は、出席停止及び特別休暇扱いとする。

ア 児童生徒

・児童生徒は、登校前に毎朝の検温、体調不良の有無、同居家族等の体調不良の有無を「健康観察表」(別紙1)に記録し、登校後に担任が確認すること。

・発熱がある場合や風邪の症状がある場合は、出席停止扱いとすること。

※検温を忘れた児童生徒については、教室に入る前に検温させること。また、登校後、教員によって体調が悪いと判断された児童生徒は、保健室や職員室等で検温を行い、発熱がある場合は保護者に連絡の上、帰宅させ、原則出席停止扱いとすること(新型コロナウイルスに感染しているか否かの判断を要しない)。その際、帰宅までの間、学校に留まる場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

※症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導するとともに、必要に応じて受診を勧め、その場合、受診状況や検査状況を保護者から聞き取って把握すること。

・県外からの転校生も、来県前2週間は感染リスクの高い行動を控えるとともに、毎日の検温など体調管理を徹底すること。

【レベル3及びレベル2】

「健康観察表」(同居の家族の健康状態も含む)の確認を、校舎に入る前に行うようにする。

・教職員は、児童生徒が、体調が悪いこと等を訴えやすい雰囲気づくりに努めること。

イ 教職員

・教職員が感染した場合は特別休暇を取得させること。

・教職員についても検温等で毎日の健康状態を確認させ、発熱等の風邪症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は特別休暇等を取得させること。また、体調の悪い教職員が休みやすいような環境づくりを行うこと。

例えば、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の公務分掌について検討を進めることなどが考

えられること。

- ・教職員は、感染拡大のリスクを高める3条件(2(2)参照)が同時に重なる場(全国から不特定多数の人々が集まるイベント、スポーツジム、ライブハウス、カラオケボックス等)に参加したり、近づいたりする場合は、手洗いやマスクの着用など感染防止対策を徹底すること。児童生徒についても、教職員に準じた対応を可とすること。
- ・教職員は、県のホームページで全国の感染状況を把握し、感染が拡大している地域との学校教育活動以外での往来については、慎重に判断すること。特に、「緊急事態宣言」対象地域及び「まん延防止等重点措置」対象地域への不要不急の往来は控えること。やむを得ず訪問する場合においては、訪問先の感染状況に応じて、会食は少人数(4人以下)、短時間で行う、訪問先を最低限に限定する、全国でクラスターが発生している施設の利用を控えるなど、感染防止対策を徹底すること。
- ・「緊急事態宣言対象地域」及び「まん延防止等重点措置」対象地域への出張については、真に必要で急を要するものであるかを十分に検討すること。また、オンラインでの代替等を検討すること。
- ・県外の大学等から採用する教職員については、来県前2週間は感染リスクの高い行動を控えるとともに、毎日の検温など体調管理を徹底すること。
- ・本県から感染が拡大している地域に進学している学生が教育実習を行う場合は、実習の2週間前までに帰福させて健康観察を行うこと。また、実習期間中においても、毎日検温するなど体調管理を行うほか、会食や夜間の外出の自粛、感染リスクが高い場所に入ることを避ける等、感染防止対策を徹底するよう、指導すること。

② 感染経路を絶つこと

ア 手洗いや咳エチケット(マスクやハンカチ等で口・鼻を覆う)、換気の実施

手洗い、マスク着用などの基本的な感染症対策を徹底し、気温が低いときにおいても、可能な限り常時換気に努めること。ただし、室温低下により健康被害が生じないよう暖かい服装を心がけたり、室温が下がりすぎないように空き教室を活用して行う「二段階換気」等を行ったりすること。

(i) マスク

- ・登下校並びに休み時間を含む学校教育活動においては、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。ただし、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)が高い日のマスク着用は、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高くなるため、マスクを外すこと。その際は、換気や児童生徒間に十分な距離を保つなどの配慮をすること。

(マスクについては、色や柄は問わない。)

- ・気温や湿度、暑さ指数(WBGT)が高い日のマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるため、小まめに水分補給をすること。(冷たい空気が肺に届きにくく、呼吸筋の動きが活発化して息が荒くなり、体に熱がこもりやすくなる。)
- ・熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。
- ・普段から、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

- ・マスクの取り扱いについて、マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つこと。
- ・マスクを置く際の清潔なビニールや布等を持参させること。
- ・マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄すること。

(ii) 手洗い

- ・接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。
- ・手拭きのための個人用ハンカチやタオル等を持参させること。
- ・①学校へ登校したとき、②屋外へ出て戻ったとき、③トイレの後、④給食前後、⑤大休みや昼休みの後、⑥清掃の後、⑦体育の授業の前後(共用する運動用具を使用するため)、⑧特別教室での学習の前後(共用する机、椅子等を使用するため)⑨咳やくしゃみ、鼻をかんだときなどは、30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと。また、タオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないよう指導すること。
- ・自宅へ帰った際にも、必ず手洗いを実施するよう家庭に協力を求めること。
- ・手洗い場が密集しないよう、クラス別に利用する等の工夫を行う。手洗いを待つ児童生徒は、前の児童生徒と距離がとれるよう床にテープを張る等、立ち位置が分かるよう工夫を行うこと。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いること。
 幼児、児童、生徒については、アルコール消毒剤の使用を続けると、皮膚の表面が荒れ、ウイルスが付着しやすくなることがあるため、石けんによる手洗いを徹底すること。
 また、石けんやアルコールを含んだ手指消毒液に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなど配慮すること。
 なお、児童生徒に一律に消毒液の持参を求めることは適切ではない。(それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではない。)

(iii) 換気

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師に相談し、助言を受けること。

a. 常時換気の方法

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができる。なお、窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安とするが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。また、廊下の窓も開けることも必要である。

b.常時換気が困難な場合

- ・常時換気が難しい場合は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、窓を全開にする。

c.窓のない部屋

- ・常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮する。

d.体育館のような広く天井の高い部屋

- ・換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにする。

e.エアコンを使用している部屋

- ・エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。なお、マスク着用や換気の徹底等を実践していることから、夏季等には例年以上に児童生徒が暑さを感じると考えられるため、児童生徒の健康を第一に考えた空調管理に努めること。

f.換気設備の活用と留意点

- ・学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。換気設備の換気能力を確認することも必要である。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気(a 又は b を参照)と併用が必要な場合が多いことに留意が必要である。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行う。

g.気温が低いときの留意点

a)室温低下による健康被害の防止

- ・換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下によって健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣類の着用について柔軟に対応する。
- ・室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を經由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も、気温変化を抑えるのに有効である。

b)機器による二酸化炭素濃度の計測

- ・十分な換気ができているか心配な場合には、換気の指標として、学校薬剤師が実施している学校環境衛生検査での二酸化炭素モニターによる二酸化炭素濃度が目安になる。学校環境衛生基準では、1500ppmを基準としている。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店等の場合には、1000ppm以下が望ましいとされており、昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をする。

(iv) その他

- ・教職員においても、手洗いや咳エチケット、マスク着用などの日常的な感染予防を徹底すること。また、日ごろから勤務時間後の会食や休憩室、更衣室などにおいても、会話をしている際にはマスクを着用すること。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外すこと。

・フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要がある。
教職員が教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方法と考えられるが、この場合は身体的距離をとりながら行う。

児童生徒の場合は、視界が狭くなることでの転倒や物、人との接触による事故が考えられるため推奨しない。

※ 咳エチケットとは(くしゃみや咳が出るとき、ほかの人につぎさないための行動)

- ・マスクを着用する。使い捨てマスクがない時は、代用品を使う。ガーゼマスクでも飛沫を防ぐ効果がある。
- ・ティッシュなどで鼻と口をおおう。
- ・とっきの時は袖や上着の内側でおおう。
(手のひらでおおうと、ウイルスが手に付き、感染を拡大させる恐れがある。)
- ・咳をする時は、周囲の人からなるべく離れる。

※なお、手作りマスクの作成方法については、文部科学省子どもの学び応援サイト等を参考

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

イ 多くの児童生徒が手を触れる箇所については、1日1回消毒液、または家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められたもの)を使用して清掃を行うこと。

- ・消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。
- ・通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた作業を発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。
- ・清掃活動の一環として行わない場合は、教職員等が多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を放課後や空き時間に1日1回消毒作業を行う。
- ・床、机、椅子は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・トイレ、洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・物の表面の消毒には、消毒用アルコール、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)、0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取り扱い説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。
- ・消毒の方法等については、学校薬剤師と連携することも重要である。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚へ

の付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていない。

- ・消毒作業中は、換気を十分に行い、目、鼻、口、傷口などを触らないようにする。

次亜塩素酸ナトリウム消毒液の使用方法

次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋の着用と十分な換気を行う。その際、ペーパータオルや新聞紙などのパルプ素材は、不活化を受けるとのデータがあるため、雑巾や不織布、ガーゼ等の布製品を使用する。

- ・次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後10分程度時間をおき(専門家のデータでは1分～30分と幅が見られるため、薬剤師会の指導で10分程度と示している)、腐食を防止するため水拭きを行う。(水拭きは、ペーパータオルでも問題は無い)
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、アルコールより殺菌効果は高いが、使用時は、必ず手袋を着用し、十分な換気、直接手に触れない、目に入らないようにする、他の洗剤と混ぜないなど注意が必要であることから児童生徒には扱わせないようにする。

なお、ラテックス製ゴム手袋を使用する場合はラテックスアレルギーに注意が必要である。

キレーネ(次亜塩素酸ナトリウム)の希釈について

- ・キレーネ(次亜塩素酸ナトリウム)の原液濃度は、10%(10万ppm)
- ・希釈液の濃度は、塩素濃度 0.05%～0.5%、
＜塩素濃度 0.05%の場合＞
希釈倍率は 200 倍
例えば:2ℓペットボトルの水なら原液 10 mlを入れる

※別紙2(P52)を参照

家庭用洗剤の使用方法

- ・家庭用洗剤を使用する場合は、新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むものかどうか、経済産業省等が公表している資料等や取扱説明書をもとに確認する。(※)
- ・安全に使用するため、使用上の注意を守って正しく使用する。
- ・使用時は手袋を着用し、目に入らないようにする、他の洗剤と混ぜないなど注意が必要である。
- ・手指・皮膚には使用しない。
- ・スプレーボトルでの噴霧は行わない。
- ・作り置きした液は効果がなくなるため、洗剤うすめ液は、その都度使い切る。

台所用洗剤(有効な界面活性剤が使われている)の使用用法について

- 1 洗剤うすめ液を作る。
 - ・バケツや洗面器等に 500 mlの水をはり、台所用洗剤を小さじ 1 杯(5g)入れて軽く混ぜ合わせる。
- 2 表面を拭き取る。
 - ・雑巾やキッチンペーパー等に洗剤うすめ液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方方向に拭き取る。
- 3 水拭きする。
 - ・洗剤で拭いてから5分程度たったら、雑巾やキッチンペーパーで水拭きして洗剤を拭き取る。
- 4 乾拭きする。

※効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ

<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、教職員および児童生徒は、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにすること。

(2)集団感染のリスクへの対応

3条件(①換気の悪い密閉空間、②手の届く距離に多くの人が密集、③近距離での会話や発声)が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。この3つの条件が同時に重なることや大声を出すことを徹底的に回避するとともに、一つ一つの条件が発生しないようにするため、以下のような取組みを行うこと。

- ・校長は、学校において3条件が揃わないよう、授業や学校行事等に係る適切な感染症対策を行うこと。
- ・校長や教頭は、学校活動の様々な場面において感染防止対策が徹底されているか、見回りを実施するとともに、学校保健会等を活用し検証を行うこと。
- ・学校における感染防止対策や基礎疾患のある児童生徒への対応等については、学校医等に専門的立場からの助言や情報提供を受けること。
- ・保護者に対しては、感染症対策を依頼する(別紙 参照)ほか、保護者の不安を緩和するため、学校医等と連携し、学校における感染症対策について随時保護者に説明すること。さらに、子どもの感染事例の多くは家庭内での感染と言われていることを踏まえ、感染防止対策について各保護者の理解と協力を求めること。
- ・外部業者や外部講師、学校への訪問者に対しても入校時にアルコール手指消毒もしくは手洗い、マスクの着用等の感染症対策を徹底すること。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)
- ・3条件を避けることや感染症対策に関するチラシ(別紙4、5参照)を配布したり、学校に掲示した

りするなどにより、教職員および児童生徒の意識啓発に取り組むこと。

- ・「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを推奨。感染が一旦収束した場合でも、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要である。

【レベル3及びレベル2】

児童生徒の間隔を可能な限り2m(最低1m)確保するように座席配置を取ること。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応を取ること。

【レベル1】

児童生徒の間隔は1mを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ること。

施設の制約から1mの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めること。

① 登下校や集会、朝礼等について

- ・登下校時は、身体的距離が十分とれないときは、マスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日のマスク着用は、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高くなるため、マスクを外すこと。その際は、人と十分な距離を確保し、会話を控える。
- ・登下校時は、3条件が重ならないよう児童生徒への指導を徹底するほか、通学路や児童生徒用の玄関において人混みが生じないよう工夫を講じること。

(対応例)

- 登下校の時間帯をずらす
- 児童生徒用の玄関以外に登下校時の玄関を複数設ける(職員玄関や体育館入口等の活用)
- 通学路に教職員が立ち、児童生徒同士が密にならないよう指導する
- 一旦玄関前に児童生徒の間隔を保ちながら待機し順に入校を促す
- ・限られた空間に多くの児童生徒や教職員が集まらないよう、児童生徒の分散、空き教室の活用、校内放送等の活用を検討すること。

② 授業・補習全般について

<全教科共通>

- ・学校教育活動においては、身体的距離が十分とれない場合にはマスクを着用すべきである。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い日のマスク着用は、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒間に十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなどの配慮をすること。
- ・机の配置は、児童生徒同士の間隔を前後左右1m空けた状態を意識的に作るとともに、児童生徒同士が対面とならない形で教育活動を行うこと。作れない場合は最大限の間隔を取るとともに、マスクの着用を徹底すること。
- ・グループワーク、ペアワークについては、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を

行った上で実施すること。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行わせること。
- ・特別教室(理科室、音楽室、家庭科室、PC室等)における共用で使用する器具や用具(ICT 機器等)については、使用するたびに消毒することが望ましいが、困難な場合は、授業前後の手洗いを徹底すること。
- ・特別教室を使用する場合は、学級が入れ替わる毎に入口と窓を開放して数分間換気を行う。
- ・実習・実験を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避けること。
- ・教室や各学年の空き教室等を使用し、別の学年や学級が同じ教室を使用する機会をできる範囲で減らす工夫をすること。
- ・普通教室における人の密度が高い学校においては、授業方法の工夫を検討すること。

(対応例)

- 講堂を活用し児童生徒の間隔を確保した上での学年一斉授業の実施
- 特別教室や屋外(晴天時の校庭など)を活用した授業の実施
- ・3条件の回避が困難な授業については、年度後半の実施を検討すること。

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動」として以下のような活動が挙げられる。(「★」はこの中でも特にリスクが高いもの)

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

【レベル3】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い」ことから、行わないようにすること。

【レベル2】

上記活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討すること。児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。

【レベル1】

上記の「感染症対策を講じてもお感染リスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討すること。その際には、レベル2地域における留意事項も可能な範囲で参照すること。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。

<体育・保健体育>

- ・更衣室等での狭い空間で児童生徒が密集することを避け、着替えのために教室に加え、空き教室や特別教室等を開放するなどの対策を徹底すること。
- ・活動前に健康観察(風邪症状の有無の確認等)を行い、発熱や具合の悪い生徒は参加を控え、速やかに下校させること。
- ・可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けたりするなどの工夫を行う。体育館やグラウンドに設置されている遊具や器具、体育用具については、使用の都度消毒を行うのではなく、授業前後の手洗いを徹底すること。
- ・体育館での活動においては、ドアを広く開け、少なくとも30分に1回は換気を行うこと。
- ・声出しについては、近距離で一斉に大声を出すことなどは避けること。
- ・運動時のマスク着用は、十分な呼吸ができなくなることや、熱中症を引き起こすことなどのリスクが考えられる。そのため、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況(2m以上)で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。
- ・運動時にマスクを着用しない場合は、感染のリスクを避けるために、児童生徒間の間隔を十分確保し(2m以上)、不必要な会話や発声を行わないように指導する。ただし、児童生徒が着用を希望する場合は、それを否定するものではない。
- ・体育の授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1~2m以上確保するよう指導すること。
- ・熱中症事故の防止に努め、水分補給や休憩の時間を適宜確保すること。また、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動は避けること。
- ・教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すること。ただし、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合や児童生徒との距離が2m以上確保されている場合などにマスクを外すことは問題ない。
- ・グラウンドや体育館など使用が重なる場所では、密集しないよう授業担当者間で調整し、場所の割りあてを決めるなど分散させること。また、児童生徒が分散して授業が行えるよう、外での活動が可能な季節には、グラウンドなどの屋外を最大限活用することを検討すること。

- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。

【レベル3及びレベル2】

- ・体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏(通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等)における蔓延状況を踏まえて、授業の中止を判断する。

③ 給食等の食事をとる場面について

ア 給食献立

【レベル3】

- ・配膳の過程での感染防止のため、配膳しやすい献立で適切な栄養摂取ができるように工夫すること。
- (対応例)主菜と副菜、1食個包装食品等

【レベル2及びレベル1】

- ・「学校給食衛生管理基準」に基づき、衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食献立に徐々に戻していく。感染状況に応じて、レベル3の対応に戻すなど柔軟な対応を行う。

イ 手洗い、身支度等の準備

- ・給食当番はもとより、児童生徒全員が給食前の手洗いを徹底すること。
- ・給食の配膳を行う児童生徒及び教職員等は、必ずマスクを着用し、風邪の症状、下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手洗いを確実にを行ったか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、記録すること。適切でない場合には、給食当番を交代するなどの対応をとること。

ウ 配膳

- ・消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等を使用し配膳台の消毒を行うこと。
配膳前に担任教諭が行う、又は給食ワゴン車を教室前に持ってくる際、調理員、配膳員が消毒するなど、役割を決めて行うとよい。
- ・配膳時にも密接することを避け、児童生徒が一方通行で、間隔をあけて並ぶなどの工夫を行うこと。
- ・児童生徒が配膳する場合には、隣との間隔が可能な限りとれるよう、配膳台の横に机等を置くなどの工夫をすること。

また、牛乳やパン、1食包装のデザート等は給食当番が配付するのではなく、各自が取るなど、接触機会を減らしたり、当番の人数を減らしたりするなどの工夫を行う。

- ・できる限り、1回の配膳で分けきよう努め、おかわりなどで教室内を移動することを最小限にすること。
- ・給食当番以外の児童生徒についても、喫食までの間は原則としてマスクを着用し、静かに待つよう指導すること。

【レベル3及びレベル2】

- ・低学年の配膳はできるだけ教職員が行うこと。
- ・教職員は配膳前の手洗いを徹底し、必要に応じて使い捨て手袋を使用するなど感染防止に努めること。

エ 食事

- ・給食の会食に当たっては、対面を避ける、グループでの喫食を控える、会話を控えるなどの飛沫を飛ばさない対応を行う。可能であれば、密集を避けるため、会食の時間帯をずらしたり、空き教室を活用して定員の1/2以下としたりするなど、十分なスペースが取れるよう工夫すること。
- ・教職員についても、対面を避けたり、仕切りを設けたりするなど、飛沫を飛ばさない対応を行う。教職員が同室で昼食をとった場面での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえて、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫すること。また、校内で分散して昼食をとること等も検討すること。食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。
- ・給食前後のあいさつを声に出して行う場合には、マスクを着用した上で行うこと。飛沫感染防止のため、大きな声のあいさつはせず、各自が手を合わせてから食べるなどの工夫を行うことも良い。
- ・食事中は、教材等のビデオ鑑賞や絵本の読み聞かせCD等を活用し、無言で食べることを指導する。

オ 後片付け

- ・牛乳パックや食器の片付けの際には、出来る限り他の人のものを触らないように行うと良い。牛乳パックを各自がつぶして、そのまま袋に捨てるなどの工夫を行う。
- ・後片付け後にも、児童生徒全員が手洗いをを行うこと。
- ・食器の片付けは一斉に行わず、順番を決めるなどして行う。
- ・学級などから出るゴミを片付ける際には感染防止のため、直接触れないようにし作業後は必ず手洗いをを行う。

④ 清掃について

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認する。

- ・児童生徒が行う清掃は、窓を開け、マスクを着用し行うこと。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)
- ・清掃前後の手洗いを徹底すること
- ・ほうき等の共有する清掃用具を共用する場合には、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
- ・人との距離を1m以上保ち行うこと。
- ・衛生環境を良好に保つ観点から、通常のコスト削減活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤を用いた拭き掃除を、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。その場合、大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)を清掃活動の一環として消毒作業を行うことで、教職員等が放課後、空き時間に消毒作業の代替えとすることも可能である。
- ・床、机、椅子は、通常のコスト削減活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・トイレ、洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常のコスト削減活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・掃き掃除は、静かに埃をまき散らさないようにすること。
- ・清掃作業中に目、鼻、口、傷口など触らないようにする。

⑤ 学校図書館の利用について

- ・感染症対策を徹底した上で、学校図書館を活用すること。

(対応例)

- 常時、図書室の扉及び窓を開けたり扇風機を利用したりするなどして換気に努める。
- 週単位の図書館利用時間割等を作成するなどし、一度に図書室に入る人数を10人程度に制限する。
- 入口が2か所ある場合は、入口と出口を固定し、一方通行になるようにする。
- 椅子を置く場合は、対面にならないよう配置を工夫する。
- 図書室を利用する前後は図書を利用する観点から手洗いを徹底する。
- ・図書の貸出について工夫すること。

(対応例)

- 図書委員による貸出・返却は当面の間行わず、学校司書を中心に教職員が行う。
- 貸出冊数を増やす及び貸出期間を通常より長く設定する。
- 学級単位の貸出をし、ブックトラックもしくはコンテナボックスなどで廊下等風通しのいい場所に置く。
- 臨時学級文庫として、学級に置く冊数を増やし、学級内で利用する。

⑥ スクールバスについて

- ・マスクを着用し、児童生徒の距離をとって座るようにすること。それが難しい場合は、会話を控えることを指導すること。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)
- ・バスの窓を、天候や気温も考慮しつつ3cm程度開けること(常時開放が難しい場合は、可能な限り換気に努めること)。

- ・保護者から自家送迎の申し出がある場合は、意向に沿うこととする。この場合、早い時間の保護者送迎に教職員が対応できるよう、教職員の出勤時間を調整すること。
- ・スクールバスの運行に関するルールや留意点については、あらかじめ利用者や保護者に示しておくこと。

⑦ 休み時間

- ・休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させること。必要なルールを設定することも含め指導の工夫を行うこと。

【レベル3及びレベル2】

トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施すること。また、廊下で停留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要。

【レベル1】

会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないように指導すること。

⑧ その他

- ・職員室や事務室等の学校内の執務室においても十分な換気を行い(P7(iii)換気参照)、3条件が重ならないよう徹底すること。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保(おおむね1～2m)するよう努め、十分なスペースを確保できない場合は、学校内で分散して勤務することも検討すること。
- ・職員会議等を行う際は、最少の人数に絞ること、換気をしつつ広い部屋で行うなどの工夫や、オンライン会議システム等の活用を検討すること。
- ・トイレが感染の原因になりえることも考えられるため、洋式トイレ使用时においては、蓋を閉めて水を流すことを徹底する。(水を流す時に飛沫が舞い上がることが指摘されているため)

3 出席停止等の扱いについて

- ・児童生徒の感染等が判明した場合については、12 及び資料「新型コロナウイルス感染者発生時における学校(園)の対応」を参照すること。
- ・風邪の症状(咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等)や発熱がある者は、登校させず、自宅で休養するよう指導する。指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ・出席停止の対象とする児童生徒の範囲は以下のとおりとする。
 - 感染者、濃厚接触者
 - 発熱等の風邪症状により自宅休養を申し出た者、または学校において自宅休養が必要と判断した者
 - 家族等に感染者・濃厚接触者が出たことにより自主的に自宅待機を申し出た者
 - 部活動による遠征等により感染が拡大している地域等を訪問し、帰福した生徒が周囲にいることにより、感染のリスクがあるとして、保護者から学校を休ませたい旨の相談があった場合。

【レベル3及びレベル2】

同居の家族等に発熱等の風邪症状が見られる場合も児童生徒は、自宅で休養させる。その場合は、出席停止扱いとする。

- ・保護者から感染が不安で学校を休ませたい旨の相談があった場合においては、学校で講じる感染症対策について十分説明すること。その上で、感染経路が不明な患者が急激に増加している地域に該当し、かつ、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情により児童生徒を休ませることに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができる。

4 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒への配慮について

- ・医療的ケア児や基礎疾患児の登校については、主治医や保護者と相談の上、本人の状態等に基づき個別に登校を判断すること。登校すべきではないと判断された場合及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった場合には、指導要録上も「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録することができる。

5 心のケアについて

- ・心理的ストレスを抱える児童生徒が存在することが考えられることから、担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やアンケート調査等による悩みを抱える児童生徒の早期発見、健康相談等の実施、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアに努めること。
- ・問題や悩みを抱える児童生徒や保護者が相談しやすいように、県内の相談機関（県教育総合研究所「電話相談」、「24時間子供SOSダイヤル」等）などに関する情報を提供すること。
- ・学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員は、精神面の負担が大きいと考えられることから、学校の管理職は教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

6 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別が生じないよう、児童生徒向けのチラシ（別紙6）を活用して新型コロナウイルスに関する正しい知識を児童生徒に伝えとともに、当該チラシを配布・掲示するなどにより、誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることを児童生徒に周知すること。
- ・例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒への偏見・差別が生じないよう、適切な指導を行うこと。
- ・児童生徒または教職員の感染等が判明した場合に、感染者や濃厚接触者の氏名等の特定・流布や、感染者等への偏見・差別が生じないよう、十分な配慮を行うことを保護者に要請すること。
- ・児童生徒やその保護者が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（学校、県教育総合研究所「電話相談」、「24時間子供SOSダイヤル」等）を周知すること。また、教職員は、児童生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努めること。

- ・医療従事者や社会機能の維持にあたる者等を家族にもつ児童生徒を、医学的な根拠なく自宅待機とするような措置をとらないこと。

7 学習指導に関することについて

- ・今後の再度の臨時休業に備える観点から、授業内容の精査を行い学習の進捗を図ること。
- ・過度の宿題を課したり、一律に宿題の提出を求めたりすることで、児童生徒の登校意欲が低下することのないよう、一人ひとりに応じた指導・支援を心がけること。
- ・出席停止となった場合や、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、学習の遅れが生じないよう、家庭学習を適切に課すとともに、出席が可能となった後は、放課後等を活用して個別に補習等を行うこと。また、臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映することができることに留意すること。
- ・上記のほか、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導については、令和3年2月19日付け 2 文科初第 1733 号「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について(通知)」に示された内容を参照すること。

8 学校行事の実施について

- ・学校行事については、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する行事を検討すること。
- ・学校行事の実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することとし、来校者への手指アルコール消毒もしくは手洗い、マスクの着用等の感染症対策を徹底した上で例えば、以下のような工夫を行うこと。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)

(1) 学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭

- ・実施内容や方法を工夫すること(例えば、オンラインでの開催、時間を短縮しての開催など)。また、必要に応じて延期や中止を検討すること。
- ・吹奏楽や合唱等の発表は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を徹底して行った上で実施することは可能である。歌ったり演技したりする際にはできる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。なお、合唱する場合は原則としてマスクを着用することとする。
 ※合唱は感染リスクの高い活動であることを踏まえ、合唱部など歌うことが含まれる活動を行う場合には、文部科学省からの令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」に示された留意事項を徹底すること。
- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとすること。
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流すことも検討すること。

(2) 運動会等の体育的行事

- ・運動会等の体育的行事については、実施内容や方法(例えば、時間を短縮しての開催など)を工夫すること。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて延期や中止を検討すること。
- ・運動会等を実施する場合は、児童生徒が密集する種目や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い種目については、地域の感染状況等を踏まえ、実施を見合わせることも検討すること。
- ・運動会等における開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対して、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底を依頼すること。

(3) 健康診断、避難訓練など

① 健康診断

- ・実施にあたっては、3条件が同時に重ならないよう十分配慮すること(令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、学校医、学校歯科医と密に連絡をとり、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。その際、健康診断の時期が例年とずれることについて保護者に周知し理解を得ること)。

ア 3条件の回避

- ・部屋の十分な換気に努めること。(P7(iii)換気参照)
- ・気温や天候の問題がなければ、窓を開け健診会場が常に換気されるようにすること。
- ・健診会場について、1クラスごとに1回、入口と窓を開放して数分程度の換気を行うこと。
- ・健康診断会場への入退室等は小グループごとにするなど、待ち時間が長くないようにすること。
- ・待ち時間は、できる限り1m～2m児童生徒同士の距離を離すようにすること。
- ・会話や発声を控えること。
- ・児童生徒、医師はマスクを着用すること。なお、医師は診察する際、メガネまたはゴーグルにて目の保護をする。(熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外す)

イ 健診方法

- ・保健調査票を活用し効率の良い健診を行うように事前に準備すること。
- ・学校生活における配慮が必要な児童生徒を把握するため、心電図健診の間診票を早めに保護者に記載してもらうこと。心臓に関する既往等、症状を把握した場合は、内科健診時に学校医に伝え、早めに学校医等と相談を行うこと。
- ・児童生徒や教職員、医師の前後の手洗いや咳エチケット、器具等の消毒を徹底すること。
- ・手指用アルコール消毒液、アルコール綿を準備し、1人診察するごとに、使用した聴診器を消毒すること。
- ・医師は、児童生徒に接触した場合は、アルコールによる手指消毒または石けんでの手洗いをす

る。

- ・歯科健診については、必要な場合を除き、口腔内を手指で触らないようダブルミラー方法で実施する。(1本はディスポーザブルミラーを使用する)

② 避難訓練

- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにすること。また、体育館を避難場所とする場合は、換気を適切に実施し、整列させる際は児童生徒の間隔を十分にとること。

(4) 遠足、旅行などの集団宿泊的行事

- ・国内への修学旅行については、依然として集団感染のリスクがあることに鑑み、実施の可否や時期、訪問先等の検討に当たっては、訪問先の感染状況や、3 条件の回避など感染防止対策について十分に考慮すること。また、「緊急事態宣言」対象地域及び「まん延防止等重点措置」対象地域への訪問については控えること。訪問先においては、その感染状況に応じた感染防止対策を徹底すること。
- ・国外への修学旅行や海外への研修旅行については、当面の間、延期すること。ただし、やむを得ない場合は教育委員会に届け出ること。

以下の場合、修学旅行の延期・中止を検討すること。

- ・出発日の1ヶ月前以降に校内で感染者が発生している場合。
- ・県内の感染状況がレベル2・レベル3になっている場合。
- ・旅行先が、往来を制限されている地域である場合。

旅行中の感染拡大を防止するため、以下の対策を講じること。

- ・出発2週間前からの健康状態を確認し、本人や家族に感染が疑われる症状が見られる場合には参加させないこと。旅行中も健康状態の確認、体温測定を行うこと。
- ・旅行中は人混みを避けるとともに、マスクを着用すること。マスクを外すことが必要な場合は、できるだけ人との距離を取ること。
- ・旅行中も手洗いをこまめに行うこと。手洗いができない場合は手指のアルコール消毒を行うこと。
- ・移動時には可能な限り換気に努めること。
- ・行動履歴を記録しておくこと。

旅行中に発熱などの症状が出た場合は、感染の可能性を考えて以下のような対応を取ること。

- ・発熱などの症状がある場合は、旅行団から離して医療機関を受診すること。
- ・静養する場合は、1人部屋を用意し、保護者の迎えを要請すること。
- ・症状によっては、旅行先の帰国者・接触者相談センターに対応を相談すること。
- ・感染者や濃厚接触者が確認された場合は、旅行先の帰国者・接触者相談センターの指示のもと、日程を中断してできるだけ早く帰路につくこと。
- ・市教委に連絡すること。

(5) 勤労生産・奉仕的活動(校内美化活動や地域清掃など)

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選すること。
- ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施すること。

(6) ゲストティーチャーを呼ぶ活動や地域と関わる活動、職場体験等について

- ・県外からゲストティーチャーを招くことについては、最新の県民行動指針を目安として判断すること。ただし、授業の内容や感染症対策について、保護者には事前に連絡し、理解を得られるようにすること。また、保護者の要望に柔軟に対応すること。
- ・ゲストティーチャーや地域と関わる活動で講師の体調の確認をすること。
- ・地域と関わる活動は、できる範囲で屋外にて行う。屋内で行うものについては、こまめに換気したりグループに分けて活動したりするなどして、3条件が重ならないようにすること。

(7) 入学式・始業式等

- ・入学式等を実施する際には、児童生徒や保護者などの参加者の間隔を十分に確保し、こまめな喚起を実施するなど感染拡大防止のための措置をとるとともに、参加人数の制限や式典の時間短縮など開催方式を工夫すること。
- ・上級生によるメッセージについて、校内放送(音声や映像など)を活用したり、学校便りに掲載したりすること。

9 部活動の実施について

- ・生徒及び保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- ・活動時間については、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組み、休養日を十分に設けること。
- ・部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、感染拡大防止のため、生徒だけに任せるのではなく、教職員等が部活動の実施状況(3条件を回避しているか、手洗いが徹底されているか等)を把握すること。また、大会やコンクール等への参加、練習試合や合同練習、合宿等の実施に当たっては、学校として、児童生徒、教職員等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・活動前に健康観察(風邪症状の有無の確認等)を行い、発熱や具合の悪い生徒は参加を控え、速やかに下校させること。
- ・部活動の前後や休憩時間等には、こまめな手洗いを実施すること。
- ・体育館など屋内での活動においては、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。また、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・校庭や体育館など使用が重なる場所では、密集しないよう顧問間で調整し、時間や場所の割りあてを決めるなど分散させ、安全に配慮した上で、廊下、階段等の活用も検討すること。
- ・声出しについては、必要な会話や合図程度にとどめ、特に近距離での会話や室内で一斉に大声を出すことなどは避けること。
- ・運動部活動でのマスク着用については、体育の授業に準じること(2(2)②を参照)。

- ・ラケットやウエア、タオルや給水等で使うコップ、スクイズボトル等を共有させないこと。
- ・体育館やグラウンドに設置されている器具や体育用具については、使用の都度消毒を行うのではなく、部活動前後の手洗いを徹底すること。
- ・部室や更衣室等の利用に当たっては、狭い空間で生徒が密集することを避け、短時間の利用とし、一斉に利用したりしないように留意すること。また、可能な限り、着替え等には教室等を開放すること。
- ・吹奏楽部や合唱部の活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を徹底して行った上で実施することは可能である。歌う際にはできる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。なお、合唱する場合は原則としてマスクを着用すること。

(P20 8(1) 学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭の※を参照)

- ・対外的活動(県外校を県内に招待する場合を含む)を行う場合、学校として責任をもって実施の必要性を判断するとともに、訪問先の感染状況を十分に把握した上で、訪問先において、その感染状況に応じた感染防止対策を徹底すること。また、「緊急事態宣言」対象地域及び「まん延防止等重点措置」対象地域への訪問については控えること。なお、感染の拡大が見られない地域から招待する場合においても、移動中および滞在中の感染症対策の徹底を要請すること。
- ・県の代表として、「緊急事態宣言」対象地域及び「まん延防止等重点措置」対象地域を含む感染が拡大している地域で開催される大会等に出場した生徒および引率した教職員については、帰福後2週間は体調管理や感染防止対策を徹底させるとともに、発熱等の症状が出た場合は、出席停止等の措置により登校または出勤させないこと。
- ・部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密(密閉、密集、密接)を避けること。

【レベル3】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。

【レベル2】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。なお、相当の期間、感染者が確認されていない場合は、通常の活動への移行も可能である。

【レベル1】

可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動について

【レベル3】

行わない

【レベル2】

慎重に検討する

【レベル1】

可能な限り感染症対策を行った上で、通常の活動を行う。

10 放課後児童会・児童クラブについて

- ・密集性を回避し、感染を防止する観点から、一定のスペースを確保するために、教室、図書館、体育館、校庭等の学校施設利用について、放課後児童会・児童クラブと連絡を取り合い、常に協力体制を図っておくこと。

11 学校体育施設開放事業等について

(1) 事業の停止等の判断について

- ・児童生徒又は教職員が感染した場合又は濃厚接触者と特定されたことによって学校が臨時休業となった場合は、当該事業についても学校と同期間、使用を停止する。
- ・学校体育施設開放事業等利用者が感染した場合又は濃厚接触者と特定された場合は、学校の臨時休業の扱いに準じて使用停止等の措置を講じるものとする。
- ・上記以外の場合についても、県内及び市内の1週間あたりの感染者数や他の体育施設との整合性等を踏まえて必要性が認められる場合は、使用を停止するものとする。

(2) 利用にあたっての遵守事項(当面の間)

- ・学校体育施設の利用者に対しては、当面の間、下記事項の遵守を求めるものとする。※詳細は、利用者に対して別途通知するものとする。
 - ①施設使用前に、自宅にて検温及び症状の有無の確認を必ず行うこと。その上で、発熱はもとより、熱感や咽頭痛、嗅覚・味覚異常等の症状が見られる場合は、活動に参加せず、自宅での休養を徹底すること。
 - ②施設の利用前、利用中、利用後における感染防止策については、体育・保健体育の授業や部活動実施に係る感染症対策に準じて適切に実施すること。
 - ③施設備付のゴミ箱は使用しないこと。(マスク、空のペットボトル等は利用者が持ち帰ること。)
 - ④県外の団体との活動(試合、交流など)を行う場合は、当該団体の所在する都道府県や地域の感染拡大等の状況を確認し、必要に応じた感染症対策を徹底するとともに、場合によっては活動を中止する等、適切に判断すること。
 - ⑤使用後における施設の消毒を実施すること。
 - ⑥当該遵守事項の実施状況について、利用の都度チェックシートに記入し、学校に提出すること。

(3) 学校始業前の消毒作業

- ・施設技師における体育館の消毒作業については、当面の間、継続するものとする。

12 学校等において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応

詳細は「新型コロナウイルス感染者発生時における学校(園)の対応」(P31)参照

(1) 感染または濃厚接触の連絡を受けた場合

- ・児童生徒や教職員等、本人またはその家族が感染者、濃厚接触者となった旨の連絡を受けた場合は、必要事項(別紙7改正②を参照)を聞き取り、保健給食課に報告すること。
ただし、「家族が念のためPCR検査を受ける場合」については、学校内でのみ情報を共有する。

保健給食課への連絡は不要。

(例) ・父親の同僚が感染。保健所から濃厚接触者に特定されていないが、同じフロアのため検査を受ける。

- ・兄弟姉妹のクラスメイトが感染し、リスクがあるため検査する。等
- ・児童生徒や教職員が県の相談窓口、医療機関に問い合わせた結果等により、検査を行うこととなった場合にも、速やかに学校に連絡するよう指導すること。
- ・感染者または濃厚接触者の発生に伴う臨時休業や出席停止、施設消毒等の措置について福井市教育委員会と協議すること。(P38～P40 フローチャート参照)
- ・学校の措置が決定し、緊急メール等で休業措置等を連絡する場合は、感染者等の特定につながるような学年や氏名、性別は知らせないこと。

(2) 児童生徒または教職員が感染した場合 (P39 フローチャート参照)

① 児童生徒または教職員が感染者として認められた場合

- ・当該児童生徒または教職員の対応
当該学校の児童生徒は出席停止(欠席日数とはならない)、教職員は特別休暇とする。
- ・学校の対応
 - ・感染児童生徒または教職員が通学・通勤する学校は、一旦、学校の全部を臨時休業とする。
 - ・学校は、感染者の行動歴を調査し、保健所に情報提供する。また、同内容を保健給食課に報告する。
 - ・校内の消毒については、保健所の指示の下、当日または翌日、教育委員会が行う。場合によっては教職員に協力を求めることもある。
 - ・学校全部の臨時休業期間は、保健所が濃厚接触者およびPCR検査対象者(感染のリスクがある)の特定を行うまでとする。(1日程度)
 - ・感染者の行動歴等をもとに、保健所と相談の結果、臨時休業の必要性を市教育委員会が判断する。

○学校内で感染が広がっている可能性が低い場合

(濃厚接触者やPCR検査対象者がいても限定的である場合)

- ・学校を再開し学校教育活動を継続する。
- ・状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動を制限するなど警戒度を上げることも考えられる。
- ・PCR検査対象者については、結果が確認できるまで自宅待機の協力を求める。
- ・濃厚接触者については、感染者と最後に接触をした翌日から2週間出席停止(教職員の場合は特別休暇)措置となる。

○学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ・学校内での活動状況や感染状況を踏まえ、保健所と協議の上、真に必要な範囲に限って休業期間を延長する。
- ・臨時休業の範囲(一部クラス・学年等)および期間については、保健所と相談の上、市教育委員会が判断する。

② 児童生徒または教職員が濃厚接触者として認められた場合(P40 フローチャート参照)

・当該児童生徒または教職員の対応

当該児童生徒は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とする。出席停止措置をとる場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間を出席停止とする。教職員は同様に感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間を特別休暇とする。

・学校の対応

症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

濃厚接触者である当該児童生徒または教職員の出席停止(特別休暇)の期間中に感染が確認された(最終登校日から2日以内に発症した※濃厚接触者の目安である発症2日前からの接触を考慮)場合は、(2)児童生徒または教職員が感染した場合の対応をとる。

濃厚接触者の目安

発症2日前から隔離開始までの期間

- ①感染者と同居または長時間接触があった者
- ②適切な感染防止策なしで介護等していた者
- ③感染者の気道分泌物もしくは体液等に直接接触した可能性が高い者
- ④手で触れることのできる距離(目安として1m)で、必要な感染予防策なしに感染者と15分以上の接触があった者

③ 児童生徒または教職員の家族等が濃厚接触者として認められた場合で、児童生徒または教職員は濃厚接触者ではない場合(P41 フローチャート参照)

例:家族が濃厚接触者(会社の同僚が感染、利用するスポーツクラブのメンバーが感染など)となったが、子どもは濃厚接触者となっていない。

・当該児童生徒または教職員の対応

当該児童生徒の保護者から、感染が不安で休ませたいと相談があった場合には、出席停止とする。

例:無症状感染者であることを考慮し、保護者とも相談の上、1週間程度の出席停止とする。

教職員についても、感染が不安な場合は、特別休暇を取得する。

・学校の対応

当該児童生徒または教職員が通学、通勤する学校は、臨時休業とはしない。

ただし、当該児童生徒または教職員の出席停止(特別休暇)の期間中に感染が確認された(最終登校日から2日以内に発症した※濃厚接触者の目安である発症2日前からの接触を考慮)場合は、(2)児童生徒または教職員が感染した場合の対応をとる。

※ 新型コロナウイルスの感染者は、発症前から発症直後が最も感染力が強く、発症7～10日程度を過ぎれば、他人にうつすリスクが小さくなることが分かってきている。

退院の基準については、有症状者は原則、発症から10日間が経過し、かつ症状がなくなつて72時間が経過していれば、PCR検査を受けなくても退院できる。

(3)給食の調理員、給食センター職員が感染した場合

○当該職員、給食センターの対応

- ・当該職員は出勤停止とする。
- ・当該校及び給食センターは、一旦、全部または一部(事務室、調理場)を稼働停止とする。
- ・当該校及び給食センターは、感染者の行動歴を調査し、保健所に情報提供する。また、同内容を保健給食課に報告する。
- ・当該校及び給食センターの消毒については、保健所の指示の下、当日または翌日、給食センター(学校調理場)職員及び保健給食課が行う。
- ・当該校及び給食センターの稼働停止は、保健所が濃厚接触者およびPCR検査対象者(感染のリスクがある)の特定を行うまでとする。(1日程度)

感染者の行動歴等をもとに、保健所と相談の結果、稼働停止の必要性を市教育委員会が判断する。

- ・給食提供を停止している期間は、弁当持参または代替食を提供する。

○当該校及び給食センター内で感染が広がっている可能性が低い場合

※濃厚接触者やPCR検査対象者がいても限定的である場合

- ・翌日から給食業務を再開する。

○当該校及び給食センター内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ・当該校及び給食センター内での感染状況を踏まえ、保健所と協議の上、稼働停止期間を延長する。

○学校(配送校)の対応

臨時休業とせず、給食センターの稼働が停止している場合は、弁当持参または代替食とする。

(4)学校に出入りした保護者、学校関係者が感染した場合

学校に出入りした保護者、学校関係者に感染が確認された場合は、保健所の指示に従い学校内の濃厚接触者の確認を行う。濃厚接触者が特定された場合は、対応フローチャートに従い対応する。濃厚接触者がいない場合は、通常どおりとする。

(5)感染者発生時の公表について

- ・不正確な情報を広げない、市民の間に憶測が広まり、根拠のない中傷や疑心暗鬼になることを防ぐために学校名については公表する。ただし、氏名等の個人の特定につながる情報については、患者やご家族の人権尊重、個人情報保護のため原則非公表とする。
- ・児童生徒または教職員の感染が判明した場合に、感染者の情報の特定や拡散に加担しないよう、十分な配慮を行うこと。

公表内容

- ① 感染者の在籍(勤務)する学校名、年代、性別
- ② 感染者の症状の経過、行動歴(県外での滞在歴の有無)
- ③ 公衆衛生上の対策
 - ・当日の学校の対応(例:○時に一斉下校、○時に保護者に緊急メール)
 - ・臨時休業予定期間
 - ・消毒の実施
 - ・濃厚接触者の特定
 - ・PCR検査の実施範囲 等

なお、公表については、県の記者会見時に県教育長が同席し説明を行う。市教育委員会独自では、記者会見は実施しない予定。

報道機関の対応

- ① 報道機関の取材については、取材窓口は、市教育委員会とし、学校への直接の取材は行わないよう報道機関に依頼する。
- ② 当該学校の教職員および生徒のプライバシー保護や安全安心の確保の観点から報道にあたっては十分な配慮を依頼する。

13 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意する。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、以下の配慮が必要となる。
 - ・幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。なお、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はない。(※)
 - ・幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。
2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから以下の指導上の工夫・配慮等が考えられる。
 - ・幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
 - ・時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。

- ・幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
- ・幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。

3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をすること。

※ 厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)」参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q6-5

14 海外から帰国した児童生徒等への対応

・海外から帰国・再入国した児童生徒を登校させるに当たっては、政府の要請に基づく入国後2週間の自宅等での待機を経た上で児童生徒の健康状態に問題がないことを確認すること。

すべての国・地域から入国する全ての方には、入国の前後で以下の対応を求められています。

- ・検疫所長が指定する場所(自宅など)で入国(検体採取日)の次の日から起算して14日間待機する滞在場所を確保すること
 - ・到着する空港等から、その滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保すること
 - ・入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録すること。
- 加えて、入国した日の過去14日以内に入管法に基づく「入国拒否対象地域(※)」に滞在歴のある方については、以下のことも求められています。
- ・新型コロナウイルスの検査を受けること
 - ・検査結果が出るまで、原則、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機すること

※「入国拒否対象地域」について(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

15 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

受診・相談センター [TEL20-0795](tel:20-0795) (7:00～21:00 時間外は携帯電話対応)

※発熱等の症状がある場合、まずはかかりつけ医・最寄りの医療機関に電話相談してください。

※かかりつけ医をもたない方や受診先に迷う場合はこちらに相談してください。

相談する際の目安として、以下の条件が当てはまる方は、同センターに相談すること。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など)など)がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

新型コロナウイルス感染者発生時における 学校(園)の対応

1 発生者の連絡

- ①幼(3歳～)、小、中の児童生徒やその同居家族が感染した場合、市保健所から、保健給食課に発生連絡が入る。
- ②保護者等からの連絡で、児童生徒及び教職員本人、またはその家族が感染者、濃厚接触者となったことを学校が把握した場合は、保健給食課に発生連絡をする。別紙 7 改正③を保健給食課受付簿へメールする。(第1報)
- ただし、「家族が念のためPCR検査を行う場合の連絡」については、学校内でのみ情報を共有する。保健給食課への連絡は必要ない。
- (例)・父親の同僚が感染。保健所から濃厚接触者に特定されてはいないが、同じフロアのため検査を受ける
- ・兄弟姉妹のクラスメイトが感染し、リスクがあるため検査する 等
- 休日、夜間等については、課長補佐または指導主事に連絡をする。
- 保健給食課:20-5755 課長補佐: 指導主事:
- ③土日など、保護者等が学校へ連絡ができない場合は、「県24時間電話相談(51-0511)」を利用し、「学校と連絡をとりたい旨を伝える」ことを、事前に周知する。
- ④保健給食課から学校教育課へ連絡し、学校教育課から発生者(濃厚接触者)の在籍する学校(以下「当該校」という。)並びに児童クラブ、児童館へ発生が確認された旨の連絡が入る。

2 児童生徒への対応(日中、児童生徒が学校で活動中)

- ・感染が判明次第、一旦、学校の全部を臨時休業とする。
- ・感染児童生徒の行動歴を調査し、保健所に情報提供する。また、同内容を保健給食課に報告する。
- ・学校全部の臨時休業期間は、保健所が濃厚接触者およびPCR検査対象者(感染のリスクがある場合を含む)の特定を行うまでとする。(1日程度)
- ・保護者宛て緊急メール「(例)緊急のお知らせ(本日の下校と臨時休業について)」、保護者宛て文書「(例)臨時休業のお知らせ」の発信(P34～p38 参照)
- ・児童クラブ等を利用している児童に関しては、学校で待機させ、保護者に迎えを依頼する。
- ・待機中の児童生徒については、マスクの着用、石けんによる手洗いをを行う。
- ・待機場所については、十分な広さと身体的距離を確保し、密集状態にならないようにする。
- ・適切な環境保持のため、十分な換気に努める。(P7(iii)参照)

3 臨時休業の考え方(範囲や期間等)と保護者への対応

- ・感染者の行動歴等をもとに、保健所と市教委等が協議した結果(臨時休業内容、今後の方針等)について、学校教育課から、臨時休業する当該校及び児童クラブ、児童館へ緊急連絡が入る。
- ・臨時休業が決定した際の給食停止の連絡は不要。
- ・保護者宛て緊急メールの発信(P34～36 参照)または、電話での連絡。

○学校内で感染が広がっている可能性が低い場合

(濃厚接触者やPCR検査対象者がいても限定的である場合)

- ・学校を再開し、学校教育活動を継続する。
- ・状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しやマスクを着用しない活動を制限するなど、警戒度を上げることも考えられる。

○学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

- ・学校内での活動状況や感染状況を踏まえ、保健所、市教委等が協議の上、真に必要な範囲に限って休業期間を延長する。
- ・学校閉鎖の範囲(一部クラス・学年等)および期間については、保健所と相談の上、市教委が判断する。

※PCR検査対象者については、結果が確認できるまで自宅待機の協力を保護者に求める。

※濃厚接触者については、感染者と最後に接触した翌日から2週間の出席停止(教職員の場合は特別休暇)措置となる。

4 臨時休業中

- ・学校から家庭に対し、「臨時休業のお知らせ」等を用いて、臨時休業中の適切な過ごし方を指導する。
- ・当該校の職員については、連絡がとれる体制を整え自宅待機。
- ・学校再開前日は、学校において勤務可。

5 学校の消毒

【児童生徒が学校で活動中に発生者の連絡があった場合】

- ・当該校の教職員は、保護者の迎えのために学校で待機している児童生徒及び教職員が使用する場所のうち、複数の手が触れる共用部分について消毒を行う。
(ドアノブ、手すり、スイッチ、トイレの取っ手、便座等)
- ・消毒の際は、マスク・手袋を着用の上、換気を十分に行い緊急対応として消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム 0.05%にて消毒を行う。ただし、トイレについては、消毒用アルコールまたは、0.1%の次亜塩素酸ナトリウムにて消毒を行う。

- ・校内の消毒については、児童生徒の下校後、保健所に指示された箇所について教育委員会が行う。
（場合によっては、教職員に協力を求めることもある）
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24 時間から 72 時間くらいと言われており、消毒できない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をする場合もある。
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要。

消毒方法

- ・キレーネ（次亜塩素酸ナトリウム）の原液濃度は、10%（10 万ppm）
- ・希釈液の濃度は、塩素濃度 0.05%～0.5%、（トイレについては0.1%）
塩素濃度 0.05%の場合：希釈倍率は 200 倍（2ℓペットボトルの水なら原液 10mlを入れる）
- ・次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後、腐食を防止するため新しい雑巾やペーパータオル等で水拭きを行う。消毒を行う時は、十分に換気する。

6 通知

- ・学校から家庭に対し、状況に応じた「緊急メール」と「臨時休業のお知らせ」を発信する。
※学校ホームページを使用して発信する場合は、パスワードをかけるなど配慮すること。

緊急メール

- 「緊急のお知らせ（本日の下校と臨時休業について）」
- 「緊急のお知らせ（臨時休業について）」
- 「緊急のお知らせ（明日以降の学習について）」
- 「緊急のお知らせ（臨時休業の一部解除について）」
- 「休業中の感染者発生連絡」

保護者宛文書

- 「臨時休業のお知らせ」

7 報告

- 別紙 7 改正③を保健給食課受付簿へメールする。（最終報告）
- ※別紙 7 改正③（様式集）入力についてを参照

(例)

学校活動中 緊急メール（小学校）

緊急のお知らせ（本日の下校と臨時休業について）

本日、本校児童において新型コロナウイルス感染が判明しました。そのため、〇〇時〇〇分より、職員が付き添い、方面ごとに集団下校を行います。下校の際には、「間隔を十分に空ける」、「マスクを着用する」、「不必要な会話を控える」等の感染症対策をします。児童クラブを利用しているお子さんにつきましては、学校でお預かりしますが、できるだけ早くお迎えをお願いします。その場合は、〇〇玄関をお使いください。また、児童クラブの利用はないが、集団下校以外の方法で下校を希望される場合は、下校開始までに学校に御連絡ください。児童クラブ利用のお子さん同様に学校で預かります。臨時休業を含め、明日以降の学習につきましては、本日中に緊急メール（ホームページ）でお知らせしますので、そちらを御確認ください。

学校活動中 緊急メール（中学校）

緊急のお知らせ（本日の下校と臨時休業について）

本日、本校生徒において新型コロナウイルス感染が判明しました。そのため、〇〇時〇〇分より一斉下校を行います。下校の際には、「間隔を十分に空ける」、「マスクを着用する」、「不必要な会話を控える」等の感染症対策をします。臨時休業を含め、明日以降の学習につきましては、本日中に緊急メール（ホームページ）でお知らせしますので、そちらを御確認ください。

(例)

下校後に感染が判明 緊急メール（翌日臨時休業あり）

緊急のお知らせ（臨時休業について）

本日、本校児童（生徒）において新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。市保健所等、関係機関と協議した結果、○月○日（△）から○月○日（△）まで臨時休業の措置を行いますのでお知らせします。詳細につきましては、本校のホームページを御確認ください。（パスワード）

身近なところに感染者が出たことで、御不安になられることもあろうかと思いますが、パニックとなったり、感染者に関する噂を拡散したりすることがないように、お子様も含め冷静な対応をお願いします。御心配や御負担をお掛けしますがよろしくお願いします。

下校後に感染が判明 緊急メール（翌日臨時休業なし）

緊急のお知らせ（明日以降の学習について）

本日、本校児童（生徒）において新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。市保健所等、関係機関と協議した結果、臨時休業の必要はないと判断されました。よって、明日以降も通常どおりの登校となります。

身近なところに感染者が出たことで、御不安になられることもあろうかと思いますが、パニックとなったり、感染者に関する噂を拡散したりすることがないように、お子様も含め冷静な対応をお願いします。御心配や御負担をお掛けしますがよろしくお願いします。

学校再開時 緊急メール（一部再開）

緊急のお知らせ（臨時休業の一部解除について）

本校児童（生徒）において新型コロナウイルスに感染したことにつきましては、昨日メールにてお知らせしたところです。市保健所等、関係機関と協議した結果、学校全体の臨時休業は必要ないと判断されました。明日以降は一部（クラス、学年）を除いて、通常どおりの登校となります。なお、臨時休業を継続するクラス（学年）につきましては、別途メールまたは電話にて、詳細をお伝えします。御心配や御負担をお掛けしますがよろしくお願いします。

(例)

休業中に感染が判明 緊急メール（PCR検査対象者なし）

緊急のお知らせ

本日、本校児童（生徒）において新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。当該児童（生徒）は、○月○日（○）以降、休業期間中のため登校していません。

市保健所等、関係機関と協議した結果、臨時休業や校内消毒の必要はないと判断されました。よって、○月○日（○）以降通常通り学校の活動を行いますので、安心してお子様を登校させてください。

身近なところに感染者が出たことで、ご不安になられることもあろうかと思いますが、パニックとなったり、感染者に関する噂を拡散したりすることがないように、お子様も含め冷静な対応をお願いします。御心配や御負担をお掛けしますがよろしくお願いします。

休業中に感染が判明 緊急メール（PCR検査対象者あり）

緊急のお知らせ

本日、本校児童（生徒）において新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。

市保健所等、関係機関と協議した結果、感染児童（生徒）と比較的接触度が高いと判断した方には、念のためPCR検査が実施される予定です。該当する児童（生徒）のみ、本日○時までに学校から緊急メール（又は電話）にて連絡します。接触度が低く、PCR検査の対象外となる児童については、連絡はありません。今しばらく連絡をお待ちいただき、各方面への問い合わせは避けさせていただきますよう御協力をお願いします。

身近なところに感染者が出たことで、御不安になられることもあろうかと思いますが、パニックとなったり、感染者に関する噂を拡散したりすることがないように、お子様も含め冷静な対応をお願いします。御心配や御負担をお掛けしますがよろしくお願いします。

消毒作業を行いますので、○日（○）から○日（○）の期間は校内へ立ち入ることはできません。

(例)

保護者の皆様

令和 年 月 日

福井市〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

臨時休業のお知らせ

本校児童（生徒）が新型コロナウイルスに感染したことが判明しました。市保健所、教育委員会等、関係機関と協議した結果、下記のとおり臨時休業の措置を行いますのでお知らせします。

なお、感染者のプライバシー保護の観点から、学年、学級等をお知らせできかねることに御理解願います。また、保健所の調査に協力するため、保健所へ各家庭の連絡先の提供や児童（生徒）の学校における行動歴の報告等を行いますので、御理解と御協力をお願いします。

身近なところに感染者が出たことで、御不安になられることもあろうかと思いますが、パニックとなったり、感染者に関する噂を拡散させたりすることがないよう、冷静な対応をお願いします。御心配や御負担をお掛けしますがよろしくお願いします。

記

- 1 臨時休業期間 令和〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）
保健所の指導の下、学校を閉鎖し、校内の消毒を行います。
ただし、今後の感染状況により休業期間の延長をすることもあります。
- 2 臨時休業の対象 全校児童（生徒）
〇年〇組児童（生徒）
- 3 PCR検査
今後、保健所が感染児童（生徒）と接触度が高いと判断した方には、PCR検査等が実施される予定です。該当する児童（生徒）のみ、〇月〇日（〇）に学校から緊急メール（又は電話）にて連絡します。接触度が低く、PCR検査の対象外となる場合については、連絡はありません。
心配だとは思いますが、今しばらく連絡をお待ちいただき、各方面への問い合わせは極力避けていただきますよう御協力をお願いします。
- 4 学校開放等
臨時休業期間中は、学校体育施設の貸し出し及び、学校施設の目的外使用についても中止します。
- 5 放課後児童会・児童クラブ
放課後児童会・児童クラブは、学校の臨時休業期間に合わせて閉所となります。
再開は、学校の授業再開と合わせて〇月〇日（〇）からとなります。

6 お子様の健康状況の確認

- (1) 毎朝の検温等で健康状態を把握してください。
- (2) 十分な睡眠・適度な運動・バランスのとれた食事を心掛けてください。
- (3) 臨時休業期間中に発熱や風邪症状等があった場合は、直接医療機関に行くのではなく、市保健所に問い合わせの上、受診するようにしてください。その際、学校名もお伝えください。

7 お子様の休業中の過ごし方

- (1) 不要不急の外出を控え、自宅にて待機してください。念のため、家庭内でも十分な距離を保つなど感染対策に心がけてください。
- (2) 自宅内であっても、石けんを用いた丁寧な手洗いを行い、咳エチケット及び十分な換気に努めてください。
- (3) 量販店、学習塾、習い事などの外出についても控えてください。
- (4) ゲームのやり過ぎ等で、生活リズムを崩すことがないようにしてください。

8 その他

- (1) 緊急メールにて健康状況の確認を行うことがあります。学校から確認メールが届いた場合は、速やかに回答するようにしてください。
- (2) 県内でも感染者や濃厚接触者の名前の特定、SNS 上での拡散、誹謗中傷などが起きており、こうしたことは許されるものではありません。機会を捉え、人権について親子で話し合っていただけるとありがたいです。
- (3) 臨時休業期間中に学校からのお知らせがある場合については、緊急メールまたは電話にて行います。

問い合わせ先

【発熱や風邪症状等がある場合や濃厚接触者、PCR検査について】

福井市保健所 保健予防室 TEL 3 3 - 5 1 8 4
(8:30~17:15)

※ 時間外はアナウンスされる携帯電話番号にかけてください。

【臨時休業について】

福井市教育委員会事務局 保健給食課 TEL 2 0 - 5 7 5 5
(8:30~17:15)

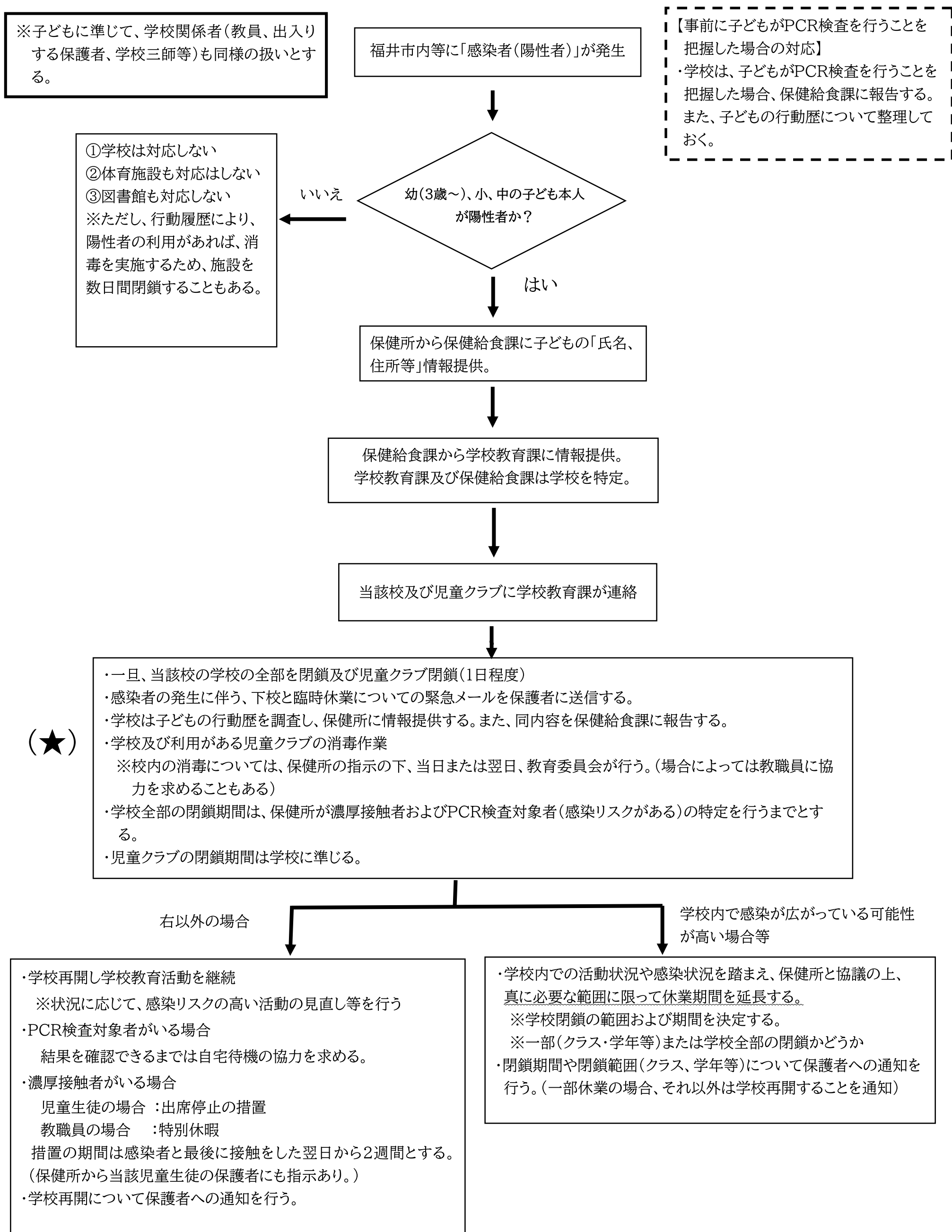
【学習、児童クラブ等について】

福井市教育委員会事務局 学校教育課 TEL 2 0 - 5 3 5 0
(8:30~17:15)

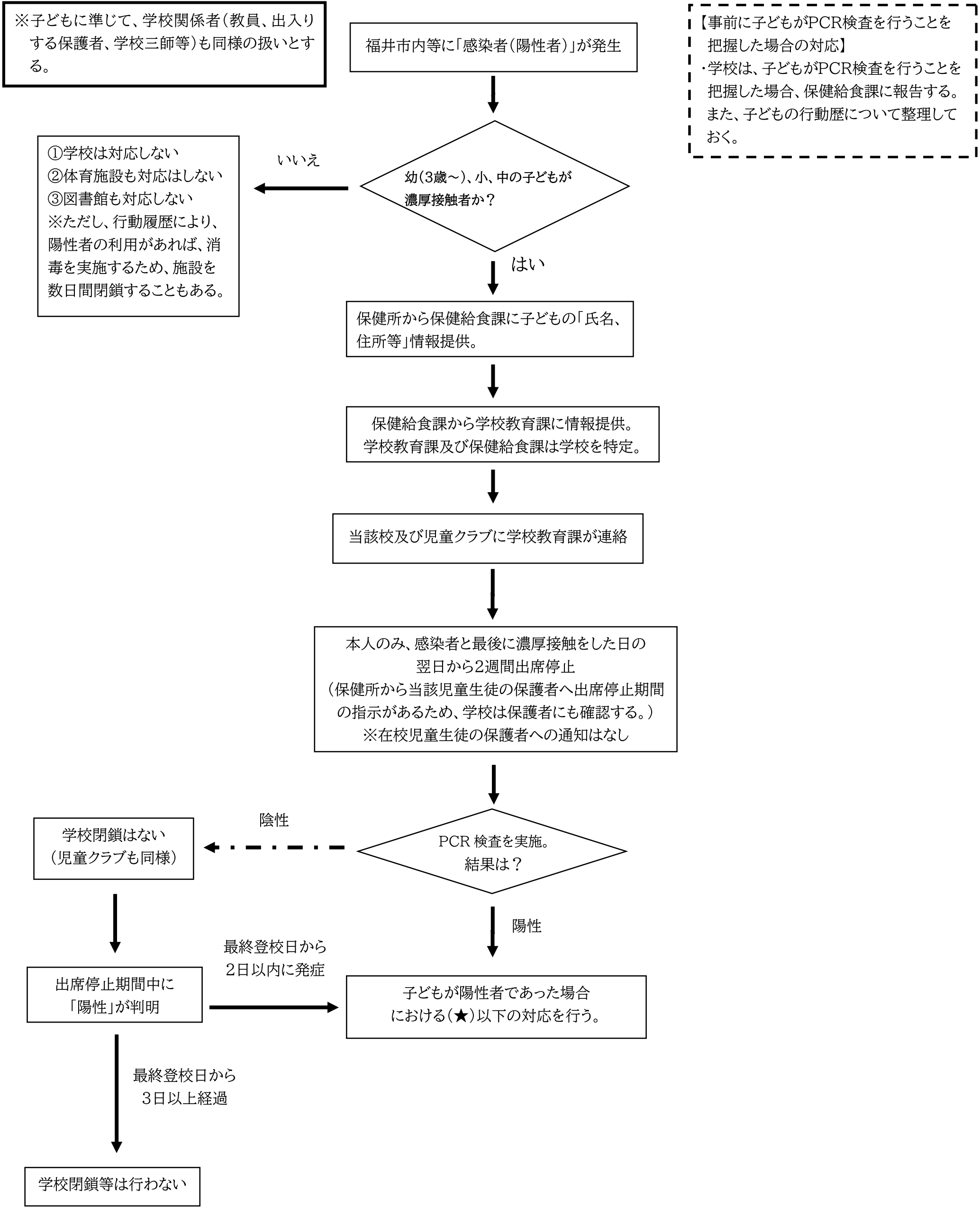
【学校開放、施設、消毒について】

福井市教育委員会事務局 教育総務課 TEL 2 0 - 5 3 4 1
(8:30~17:15)

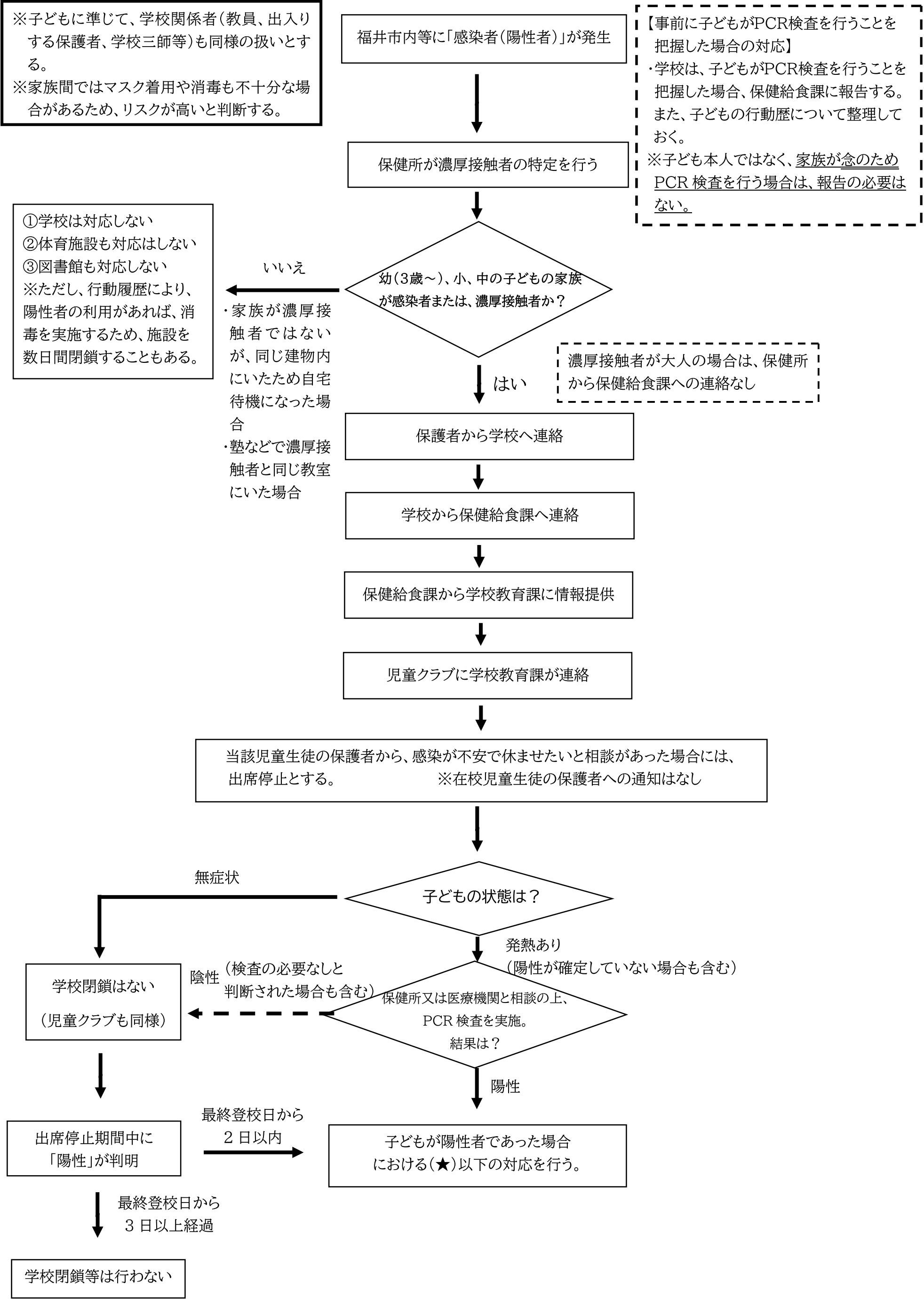
新型コロナウイルス感染症における対応フローチャート（子どもが陽性者であった場合）



新型コロナウイルス感染症における対応フローチャート（子どもが濃厚接触者であった場合）



新型コロナウイルス感染症における対応フローチャート（子どもの家族が感染者・濃厚接触者であった場合）



新型コロナウイルスに関するQ&A

令和3年4月14日時点

1 消毒液について

●次亜塩素酸ナトリウムについて

問1 どの消毒に使用すればよいのか？

利用対象は、物品（食器、机、ドアノブなど）の消毒です。

手指、食品、パソコン等のOA機器の消毒はできません。次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系であり腐食する可能性があります。

なお、アルコールについてもパソコン等のOA機器の清掃を行った場合、損傷したり動作異常が発生したりする可能性があるため、消毒液によるふき取りは推奨していません。製品の利用前後に手洗いをしてください。

問2 スプレーボトルでの噴霧はいけないのか？

スプレーボトルで噴霧すると蒸気を吸い込んでしまう恐れや、ウイルスや細菌が飛散してしまう可能性があります。

そのため雑巾や不織布、ガーゼなどの布製品などに液を浸して拭き取ってください。

（ペーパータオルや新聞紙などのパルプ素材は、不活化を受けるとのデータがあるため、使用しない）

問3 希釈後の有効期間は？

24 時間毎に作り替えるのが望ましいです。

紫外線によって塩素の濃度低下が起こるため、日の当たらない場所で保管して下さい。

問4 希釈後の保管容器の材質はなんでもよいのか？

プラスチック等（ペットボトルなど）の容器で良いですが、注意喚起のラベルを貼ったり、注意書きをしたり誤飲などが起こらないようにして下さい。

問5 ペーパーがない場合、消毒や拭き取りに、ぞうきんを使用してもよいか？

消毒用のぞうきんを作って使用する分には問題ありません。

問6 ぞうきんは水洗いして乾燥させ、次回も使用してよいのか、毎回廃棄したほうがよいのか？

水洗いをして乾かしたものであれば繰り返しの使用も問題ありません。

問7 水ぶきでの拭き取りは何分後に行うとよいのか？

10 分程度後に拭き取りを実施して下さい。(水拭きでの拭き取りについては、効果発現時間などの専門家によるデータに1分から30分程度の幅があり、明確に規定することが難しいため、薬剤師の指導のもと10分程度と示している)

問8 拭き取りは金属部分のみでよいのか？

腐食防止や臭い除去のため、次亜塩素酸ナトリウムを使用した部分は金属部分だけでなくすべて水拭きをするようにして下さい。

●次亜塩素酸水について(電気分解法で生成したもの)

次亜塩素酸水は、塩酸や食塩水を電気分解して得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液。

問9 次亜塩素酸水での消毒だと水拭きは不要と聞いたことがあるが、

新型コロナウイルスには有効なのか？

拭き掃除には、有効塩素濃度 80ppm以上の次亜塩素酸水は有効です。

物の表面の消毒に使用する場合は、有効塩素濃度 80ppm以上の次亜塩素酸水をたっぷり使い、消毒するものの表面をヒタヒタに濡らした後、20秒以上おいてきれいな雑巾やペーパーで拭き取ってください。

問10 学校でどのようなことに使用可能か？

有効塩素濃度 80ppm以上の次亜塩素酸水は、消毒用アルコールや家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む)、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液と同様に物の表面の消毒に使用できます。

●その他消毒液について

問11 オスバン水での物品の消毒は有効か？

令和2年5月22日付けで、専門機関の NITE(行政独立法人 製品評価技術基盤機構)よりオスバン水の成分である塩化ベンザルコニウム(0.05%以上)が新型コロナウイルスに対して有効であると判断されたと公表されました。

このことから、オスバン水も物品の消毒等に使用できるのではないかと考えられます。

問12 酒造メーカーから販売された 65～77%アルコール酒類を消毒に使用してもよいか？

エタノールの濃度が十分にあれば消毒の有効性に関して厚労省も一部認める見解もあります。アルコールの入手が困難な場合の手段として、使用することは可能です。

問13 物品消毒に手指消毒用アルコールを使用してもよいか？

物品の消毒に用いても問題ありません。

問14 70%アルコールでも有効か？

70%以上のアルコールであれば消毒に有効であると考えられます。

問15 消毒液がない場合、現在保管のジアクロールの希釈液でもよいか？

次亜塩素酸ナトリウムと同じ取り扱いとなりますので、手指消毒には使用できませんが、物品の消毒には使用可能です。

2 消毒方法について

●消毒箇所

問16 図書室の本や学級文庫の消毒方法は？

アルコールなどでの消毒が現実的に難しいと考えられるため、使用前後の手洗い実施の指導が有効であると考えられます。

問17 体育や部活動の用具は共有するものが多い。ボールや卓球の球も消毒が必要か？

器具・用具などの共有する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導してください。

問18 体育館の消毒はどの程度まで必要か？

ウイルスが浮遊して付着することは考えにくいので、不特定多数の児童生徒が触れるような場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)が消毒の対象と考えられます。

問19 トイレの消毒の頻度は？重点的に消毒が必要な部分は？

トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。

水を撒く場合には、跳ねないように静かに流してください。

問20 机椅子の消毒は必要か？

消毒については、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)や共用する物品を、1日に1回、消毒液を使用して清掃を行うこととしています。個人の机椅子については、特別な消毒作業は必要ありません。衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられます。共用する場所の消毒と同時に、児童生徒には手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導し手洗いを徹底させることで、接触感染のリスクの軽減に努めてください。

問21 給食前の配膳台の消毒方法は？

消毒用アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)、有効塩素濃度 80ppm以上の次亜塩素酸水を使用した消毒を徹底してください。

問22 校庭や体育館に設置されている遊具の消毒は必要か？

遊具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導してください。

●その他

問23 消毒の時間帯はいつがよいのか？

通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えありません。清掃活動の一環として行わない場合は、空き時間や児童生徒が下校後実施してください。

問24 何時間触らなければ消毒の必要がない等、消毒が必要な条件は？

物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24 時間～72 時間くらいと言われており、消毒できない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます。

問25 消毒に使用した手袋は洗って再利用してよいのか？

本来なら使い捨てが理想です。再利用する際には消毒の実施が望ましいです。

問26 リネン類の消毒方法は？数に限りがあるため、毎回交換するのは難しいので、良い方法はないか？

ウイルスが付着している可能性があるため、手袋を使用し飛び散らないよう静かにまとめ、家庭用洗剤を使用し洗濯機で洗濯し完全に乾かす。

不特定多数が触れるものは伝播の可能性があるため毎回交換が必要となります。

問27 1 日 1 回の消毒で本当に効果があるのか？

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

問28 通常の清掃(トイレ、手洗い場など)は児童にさせてもよいのか。

通常清掃の実施は問題ありません。トイレ、手洗い場などの清掃はゴム手袋を着用し、窓を開放し換気を行い、家庭用洗剤を用いて実施してください。清掃前後は手洗いの実施を徹底して下さい。

タイル式の床で水を流して掃除する場合は、水が跳ねないように静かに水を流して行うようにしてください。

3 出席停止について

問29 風邪症状で出席停止になるが、新型コロナウイルス感染症の場合、熱がいったん下がっても再び上がることがある。症状がなくなれば登校してよいのか？

感染者については、保健所が健康観察の終了を告げてから登校可能となります。また、発熱やかぜ症状による出席停止からの復帰の是非については、主治医や学校医の判断を参考にしてください。

問30 家族が濃厚接触者となって自宅待機をする児童について、保護者から休ませる旨の連絡があれば出席停止とするが、保護者から休ませる旨の連絡がなければ登校可能なのか。保護者から相談されたらどのように返答したらよいのか。

濃厚接触者は、家族内で隔離され保健所の健康観察の対象となります。その同居家族は、行動制限や保健所の管理下にはありません。したがって、子どもの家族が感染者、濃厚接触者であった場合、子ども本人は登校可能となります。しかし濃厚接触者が無症状での保因者(ウイルス保持者)となる場合があり、その方から子どもへの感染拡大も想定しておかねばなりません。そのため、もし当該児童生徒の保護者から、「感染が不安で休ませたい」と相談があった場合には、出席停止とすることも可能です。期間については、無症状感染者であることも考慮すると、1週間程度と考えられますが、保護者と相談の上、決定してください。また、家族が濃厚接触者となった場合は、保健所から保健給食課への連絡がありませんので、保護者から学校へ連絡が入るよう周知しておく必要があります。

4 保健室での対応について

問31 隔離部屋を用意したほうがよいか？

体調不良者はコロナウイルス感染の前提で考えた方がよいので、分離できるスペースを作れるとよいです。

しかし、即下校させることが大原則です。よって早急な迎えについて事前に保護者の周知と依頼をしてください。

問32 養護教諭は付き添っているべきなのか？

付き添わなくてもよいが、十分な換気を行った上で、下記のような点に注意し、子供の状態が観察できるように分離してください。

- ・なるべくベッドを使用せず、椅子に座らせて待たせる。
- ・ビニールを垂らして壁をつくる、段ボールで壁をつくる、ビニールで窓をつくり様子が見えるように工夫する。

問33 防護服(予防衣)は必要か？

手袋とマスクのみでよいです。ただし距離をおいて正面からのやりとりはしないでください。

問34 けがをした時等の病院への搬送について、主要病院は避けたほうがよいのか？

県立、日赤、済生会ともに現在は救急受付を制限していません。新型コロナウイルス患者との動線も分けられています。

救急車での搬送は、学校からの事故の場合は問題なく搬送してくれます。

頭部打撲、四肢を動かせない状態や骨折を疑うようなケガなどの場合は、救急病院へ搬送してください。

軽傷の外傷などの処置については、学校医が引き受けてくれるか、あらかじめ確認しておいてください。

5 健康診断について

問35 遮眼器の消毒法方法については？

目の粘膜からの感染報告もあることから、1 人ひとりの使用毎に消毒綿で、握るところと目で覆う部分を拭くことが望ましいです。

問36 遮眼器の代わりに、黒い画用紙やハンカチを用いてもよいか？

画用紙やハンカチは完全に目を覆うとは言えず、使うべきではありません。

6 その他

問37 給食後の歯磨きはさせてもよいか。

コロナウイルスは口腔に存在することがあるので、歯磨きうがいはなるべくしてください。

歯磨きは口を結んだ状態で行い、前歯の裏をみがくときは口を手で覆って磨いてください。うがいは少ない水で1～2回、洗面台に顔を近づけ、口からの汚水が飛び散らないように、静かにゆっくり吐き出してください。隣同士の距離を離すなど工夫してください。困難な場合は、給食後お茶を飲ませる等の対応をお願いします。

例 分散のため時間差で歯磨きをする。

屋外の手洗い場を使用する。

【別紙一覧】

- 別紙1 健康観察表(小・中学校用)
- 別紙2 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう
- 別紙3 保護者の皆さまへのお願い(保護者用チラシ)
- 別紙4 3つの密を避けましょう！
- 別紙5 感染症対策へのご協力をお願いします
- 別紙6－1 新型コロナウイルスで気をつけること(小学生用チラシ)
- 別紙6－2 新型コロナウイルスに関する注意事項(中高生用チラシ)
- 別紙7改正③ 新型コロナウイルス感染・濃厚接触報告確認シート
- 別紙8 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう
- 別紙9 「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の
注意事項

健康観察表

年 組 番 氏名

- ・登校前に体温をはかり、体調不良（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛等）の有無等を記録し、学校に提出してください。
- ・発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養してください。
- ・体調のことなど、心配なことがあれば学校に連絡してください。

日付		/		/		/		/		/		/
起きた時刻												
体温		℃		℃		℃		℃		℃		℃
児童生徒の本人の体調不良の有無	咳	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	鼻水	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	咽頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	頭痛	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	その他	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
同居家族等の体調不良の有無												
症状												
備考												
確認者（保護者）												

※この健康観察表は、健康状況を把握する大切な情報です。毎日のことでお手間をおかけしますが、御協力をお願いします。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



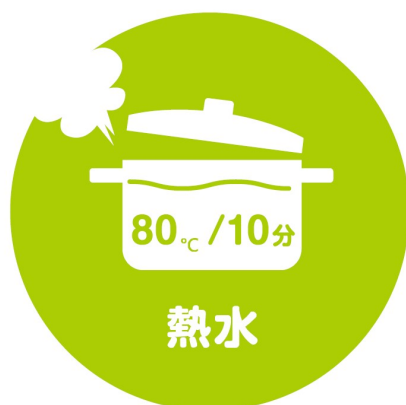
手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.001% (数十個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)



熱水

食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



塩素系漂白剤
(次亜塩素酸ナトリウム)

濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

【注意】

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。

参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
	キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージや HP の説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
- 表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

学校において新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、学校と家庭が一体となった感染防止対策が必要です！
一人ひとりが、以下の点に気をつけてくださいますようお願いいたします！

〔登校時に子どもにしてほしいこと〕

○毎朝、家庭において検温を行って健康状態を把握し、健康観察表に記入して持参させるとともに、以下の症状がある場合は無理をせず登校を控える

- 【症状例】 ・発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等の風邪の症状がある場合
・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
・匂いや味がわからない症状（嗅覚・味覚異常）がある場合

※発熱等により学校を休む場合は欠席でなく出席停止の取扱いとなります。

○登校時には必ずマスクと清潔なハンカチ等を持参させる

- ・市販のマスクである必要はありません。手作りマスク等で代替してください。
- ・毎日、手洗い用のハンカチ等を2枚程度準備してください。

【参考】マスクの作り方（文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内）



QRコード

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.htm

〔毎日、家族全員で徹底すること〕

○咳エチケット、帰宅時や食事前の石けんでの手洗いを徹底する

○免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がける

○習い事やスポーツ少年団等の活動でも感染症予防を心掛ける

〔それでも、感染者・濃厚接触者が発生した場合〕

○子どもの感染、濃厚接触が判明した場合は、速やかに学校または所管教育委員会に連絡してください。

○児童生徒または教職員が感染した場合は、感染者の症状や感染経路等を総合的に考慮した上で、学校の全部または一部を臨時休業（約2週間）としますので、ご了承ください。

○児童生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合（感染者はいない場合）は、本人のみを自宅待機（出席停止）とし、学校を継続します。

○家族・同居者に感染者・濃厚接触者がでた場合は、速やかに学校に連絡してください。

福井県教育委員会

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう！

①換気の悪い
密閉空間



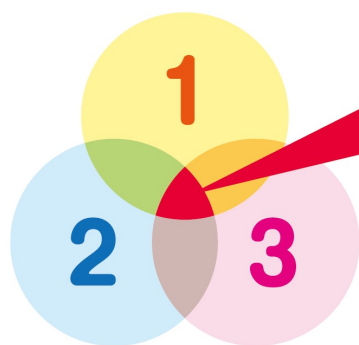
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。





感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間に念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



しんがた 新型コロナウイルスで気をつけること

○3つの条件が重なる場所は避けましょう

①換気が悪い ②たくさんの人が集まる ③近くで話したり大声を出す

このような場所は、みんながウイルスに感染してしまう可能性があります。教室などでは、窓を開けてこまめに空気を入れ替えることや、一か所に集まらないこと、近寄っておしゃべりしないことに気をつけましょう。

○よく手を洗ったりマスクをつけたりしましょう

いろいろなところにウイルスがついているかもしれません。外から教室に入るときや給食の前など、こまめに石けんで手をよく洗いましょう。洗ったあとに手をふくためのタオルやハンカチは必ず自分のものを持つようにして、友達のもを一緒に使うことはやめましょう。

先生がマスクを外してもよいと言うまでは、マスクをつけておきましょう。休み時間などに友達とおしゃべりするときは必ずつけるようにしましょう。

○規則正しい生活を心がけましょう

ウイルスから体を守るため、十分な睡眠や適度な運動、栄養バランスの取れた食事を心がけましょう。

○学校の外での活動も気をつけましょう

塾やスポーツ活動をしていて、熱がでたり咳がでたりするなど風邪の症状があるときは参加しないようにするなど、十分気をつけましょう。

○感染した人などへの悪口や差別は絶対やめましょう

誰もが感染する可能性がある病気です。間違った情報に基づいた差別や偏見、いじめなどがあってはいけません。感染した人とその家族、治療をしているお医者さんやその家族などを差別することは絶対やめましょう。つらい時こそみんなで励まし合いましょう。

☆いじめなどがあつたときに相談するところ

24 時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310（全国共通）
県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30～17:15
県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30～17:15

新型コロナウイルスに関する注意事項

○3つの条件が重なる場所を避けること

①換気が悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面 の3つの条件が揃う場所ではクラスター（集団）発生のリスクが高まります。教室などでは、窓を開けてこまめに換気をする、一か所に集まらない、近寄って話をしないなど、注意をしてください。

○こまめに手を洗いマスクを着用すること

多くの人が手を触れる場所など、ウイルスはあらゆるところに存在している可能性があります。外から教室に入るときや食事の前など、石鹸を用いて、こまめに手を洗ってください。手洗いの後に手を拭くタオルやハンカチは必ず自分のものを用い、友人と共同で使用するものがないようにしてください。

3つの条件が重ならない場所で、周囲に人がいないなど、マスクを着用しない場合もあります。学校では、教員の指示に従い、マスクを着用してください。また、休憩時間などに友人と話をする際には、必ずマスクを着用してください。

○身体の抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。

○塾や学校外のスポーツ活動の参加にも注意すること

塾やスポーツ活動をしているときに発熱や咳など風邪の症状があるときは参加を控えるなど十分注意すること。

○感染した人などへの不当な差別、偏見等をしないこと

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。感染した人とその家族、治療をしている医療関係者などに対し、差別するようなことは、絶対にしないでください。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性がある病気です。つらい時こそみんなで励まし合いましょう。

☆いじめ等の相談窓口

24 時間電話相談 0776-51-0511 または 0120-0-78310（全国共通）
県総合教育研究所 教育相談センター 0776-58-2180 平日 8:30～17:15
県嶺南教育事務所 教育相談室 0770-56-1310 平日 8:30～17:15

新型コロナウイルス感染・濃厚接触報告シート

(1) 報告日時	令和 年 月 日 ()		☐ 午前 ☐ 午後	時 分
(2) 発信者	学校名			
	職		氏名	
(3) 本人 (該当する学校関係者)	児童生徒・教職員等情報(学年・組・氏名・性別)			
	児童生徒	年 組	氏名	☐ 男 ☐ 女
	児童生徒	年 組	氏名	☐ 男 ☐ 女
	児童生徒	年 組	氏名	☐ 男 ☐ 女
	教職員等	職	氏名	☐ 男 ☐ 女
	教職員等	職	氏名	☐ 男 ☐ 女
(4) 感染者 ☐ 本人 ☐ 家族 ☐ その他 本人との関係 ()	発症日 月 日			
	陽性と診断された日 月 日			
	症状 ()			
	感染経路 ()			
	※学校内内容 ()			
	※感染経路その他内容 ()			
(5) 濃厚接触者	☐ 本人 ☐ 家族			
	その他 ()			
(6) 学校活動の状況 (通学の有無は、症状が出る2日前から出席停止になるまで) ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	月 日まで 登校			
	月 日まで () 部活動参加			
(7) 保健所の指示事項 (該当するものに☑・記載)	本人	入院	☐ 本人 ☐ 家族 ☐ その他 ()	
	家族	自宅待機	☐ 本人 ☐ 家族 ☐ その他 ()	
	学校	施設消毒	月 日 対象: ()	
		濃厚接触調査	月 日 対象: ()	
(8) PCR検査実施人数(学校関係者のみ)		人	受検	日
			判明予定	陽性 人
※陽性者の判明に伴い、保健所からの指示により学校関係者でPCR検査を実施した人数と結果を入力して下さい。				
(9) 学校の措置	☐ 学校全体の臨時休業	年	組	月 日 ~ 月 日
	☐ 特定学年または学級の臨時休業	年	組	月 日 ~ 月 日
	☐ 分散登校への移行	年	組	月 日 ~ 月 日
	☐ 短縮授業への移行	年	組	月 日 ~ 月 日
	☐ 感染者および濃厚接触者(教職員)のみの在宅勤務、職専免、病休の取得			
	☐ 濃厚接触者(児童生徒)の出席停止	月 日 ~ 月 日		
	☐ その他 ()			

第1報、最終とも 小・中学校→所管教育委員会→県教育庁保健体育課→義務教育課

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronat/aisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

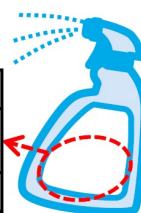
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

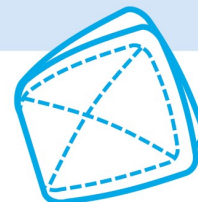
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にはない場合には？

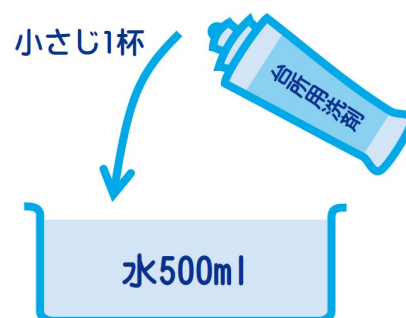
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策

注意！

次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のもので。

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものをを使う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

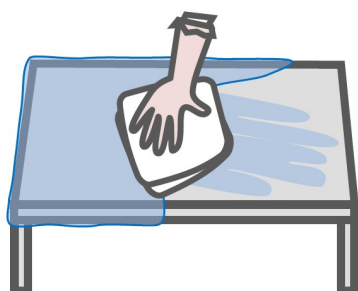
①汚れをあらかじめ 落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200 ppm 以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で 表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。
(また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。)
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いため、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

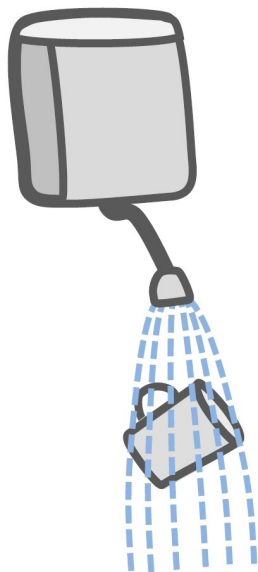
③少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度 35 ppm 以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、 消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、 きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いため、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>
なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用場合は、各法令に従ってください。